

健康保険の被扶養者に国内居住要件が求められます

2020年4月1日から、健康保険の被扶養者にも国内居住要件が求められることになりました。被扶養者として認められるには、原則として日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など、一定の例外が設けられます。

日本に住所を有しない者のうち、「日本に生活の基礎があると認められる者」として例外的に被扶養者認定を受けられるのは、以下の方々になります。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

(厚生労働省 保険局・年金局通達より；保保発 1113 第2号・年管管轄発 1113号4号)

なお、国民年金の第3号被保険者についても、健康保険と同じ2020年4月1日から国内居住要件が求められます。その要件は上記と同様に判定されます。

現在海外に在住する被扶養者等については、法令施行日となる令和2年4月1日までに、改めて扶養異動届の提出を求められることが予定されており、(国内居住要件の例外に該当する旨の確認、又は該当しないこと等による認定の削除) 今後の手続きについては、協会けんぽもしくは各健康保険組合からの案内等に留意する必要があります。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！